

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(再輸入する容器の無条件免税)</p> <p>14-16 法第14条第11号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第15条第2号の「その他これらに類する容器」とは、<u>貨物の運送のために反覆して</u>使用するものであれば、シリンダー又はコンテナーと同一の形状を有するものに限らない。</p> <p>(3)~(8) (省略)</p> <p>(9) 同一性確認のための資料の提出等</p> <p>前記(8)イに係る同一性確認のための資料は、通い容器の輸出入申告を行う税関官署（以下この号において「通関官署」という。）に2部提出させ、受理した通關官署は受理番号（例えば、<u>1 A - 2013 - 0001</u>（東京本關一受理番号を付した暦年一通し番号））を付し、一部を提出者に交付する。なお、通關官署が複数予定されている場合には、いずれかの通關官署に提出するものとし、受理した通關官署が資料の写し（PDF等）を自税關の本關を経由して他の通關官署に送付するものとする。また、輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては、輸入許可書）の記事欄に<u>輸入しようとする</u>通り容器が通關官署に同一性確認のための資料を提出しているものである旨（例えば、「KAYO I」等）を記載させることとし、同一性を確認する際の参考とする。</p> <p>ただし、当該通り容器が令第16条第1項に規定する特例輸出入者の特例申告貨物であって、輸出入状況を当該特例輸出入者が自主管理している場合には、必要に応じて税關がその管理状況を確認することとし、同一性確認のための資料の提出を省略して差し支えない。</p> <p>(10) (省略)</p> | <p>(再輸入する容器の無条件免税)</p> <p>14-16 法第14条第11号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第15条第2号の「その他これらに類する容器」とは、<u>貨物を収容し又は格納して</u>運送のため<u>反復して</u>使用するものであれば、シリンダー又はコンテナーと同一の形状を有するものに限らない。</p> <p>(3)~(8) (同左)</p> <p>(9) 同一性確認のための資料の提出等</p> <p>前記(8)イに係る同一性確認のための資料は、通い容器の輸出入申告を行う税關官署（以下この号において「通關官署」という。）に2部提出させ、受理した通關官署は「受理番号（例えば、<u>1000 - A - 001</u>（東京一本關一通し番号））を付し、一部を提出者に交付する。なお、通關官署が複数予定されている場合には、いずれかの通關官署に提出するものとし、受理した通關官署が資料の写し（PDF等）を自税關の本關を経由して他の通關官署に送付するものとする。また、<u>資料に付された受理番号</u>については、当該通り容器の納税申告の際に、<u>輸入（納税）申告書</u>（特例申告貨物にあっては、輸入許可書）の記事欄に記載されることとし、同一性を確認する際の参考とする。</p> <p>ただし、当該通り容器が令第16条第1項に規定する特例輸出入者の特例申告貨物であって、輸出入状況を当該特例輸出入者が自主管理している場合には、必要に応じて税關がその管理状況を確認することとし、同一性確認のための資料の提出を省略して差し支えない。</p> <p>(10) (同左)</p> |